第２項　資本金の額の減少が効力を生ずる日
　資本金の額の減少が効力を生ずる日は、第４節に定める募集株式発行の効力発生日とする。
第４節　募集株式を引き受ける者の募集
第１項　募集株式を引き受ける者の募集
　更生会社は、次のとおり、募集株式を引き受ける者を募集する。
１　募集事項は、次のとおりとする。
①　募集株式の種類　普通株式
②　募集株式の数　200株
③　募集株式１株の払込金額
５万円
④　払込期日　平成24年８月10日
⑤　増加する資本金の額　1000万円
⑥　増加する資本準備金の額　０円
ただし、上記②の募集株式の数、③の募集株式１株の払込金額、④の払込期日、及び⑤の増加する資本金の額については、管財人が、裁判所の許可を得て変更することができるものとする。
２　募集株式は、その全部を、下記の者に割り当てる。
記
近畿エル・エス株式会社
第２項　募集株式の追加発行
　管財人は、裁判所の許可を得て、さらに募集株式を引き受ける者の募集をすることができる。
第５節　株主の権利
　会社更生手続中は株主に対する剰余金の配当は行わない。
第５章　定款の変更
　更生会社の現行定款を別表⑷のとおり変更する。
第６章　役員の選任等（省略）
第７章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１節　金銭債権に関する通則
第１項　弁済の場所
１　本章に定める金銭の支払は、管財人事務所において行う。ただし、債権者のうち管財人が定める期限までにその指定する書面により日本国内の金融機関の口座への振込を希望する旨申し出た者に対しては、当該債権者の指定する金融機関の口座へ振り込む方法で支払う。
　上記の振込手数料は更生会社の負担とする。
２　公租公課の納付は、前記１の定めにかかわらず、徴収権者の指定する方法により行う。
３　継続会員の新預託金（後記第５節第２項１⑴イ②）の返還請求権に対する弁済は、前記１の定めにかかわらず、更生会社の本店で行う。
第２項　弁済期日が休日の場合の取り扱い
　本章で金銭債権の弁済期日として定められた日が日本国内の金融機関の休業日に該当するときは、同弁済期日の定めにかかわらず、当該休業日の翌営業日をもって弁済期日とする。
第３項　債権譲渡等の取扱い
１　更生債権等について、平成23年９月30日以降、譲渡又は移転を原因として届出名義の変更があったときは、権利の変更及び弁済方法は、当該届出名義変更前の債権額を基準とする。
２　前記１の届出名義の変更が、更生債権等の一部の譲渡又は移転を原因として適法になされたときは、その免除額及び弁済額は、新旧債権者各自の有する債権額により按分した金額とする。
第４項　債権放棄ないし債権届出の取下げがあった場合の取扱い
　平成24年６月１日以降、更生債権等の放棄又は届出の取下げがあったときは、更生計画に定める権利の変更及び弁済の方法は、その残債権額に対してこれを適用する。
第５項　端数処理
　更生債権等の免除額は、１円未満の端数を切り上げる。
第６項　反対債権による弁済金の控除
　更生債権者等に対する弁済期において、更生会社が当該更生債権者等に対して履行期の到来した金銭債権を有するときその他法令により相殺をなしうるときは、更生会社は、更生債権者等に対して通知することなく、更生計画に基づく弁済額から更生会社が有する債権額を控除することができる。
第２節　更生担保権
第１項　確定債権
　更生会社の確定した更生担保権（本節において以下「確定債権」という。）の件数及び総額は以下のとおりであり、その債権者別の内訳は別表⑸の「確定債権額」欄に記載のとおりである。
４件　９億7551万7000円
第２項　権利の変更及び弁済方法
１　確定債権額の全額を、更生計画認可決定のあった月の翌々月の末日（当該日が日本国内の金融機関の休業日に該当するときは、当該休業日の翌営業日）限り、一括して弁済する。
２　前記１の定めによる各債権者に対する弁済額及び弁済方法は、別表⑸の「弁済額」欄及び「弁済方法」欄に記載のとおりである。
第３節　一般の優先権のある更生債権（租税等の請求権）
第１項　届出債権
　更生会社に届出のあった一般の優先権のある更生債権（租税等の請求権）の件数及び総額は次のとおりであり、その債権者別の内訳は別表⑹に記載のとおりである。
６件　3226万5196円及び額未定
第２項　権利の変更及び納付方法
１　更生手続開始決定の日から１年を経過する日までの間に生じた延滞金については、後記３による納付の時にその全額の免除を受ける。
２　更生計画認可決定の日以降完納に至るまでの間に生じる延滞金は、後記３による納付の時にその全額の免除を受ける。
３　前記１及び２の定めによる免除後の金額を、更生計画認可決定のあった月の翌々月の末日（当該日が日本国内の金融機関の休業日に該当するときは、当該休業日の翌営業日）限り、一括して納付する。
４　前記１ないし３の定めによる各債権者に対する弁済額及び免除額は、別表⑹の「債権免除額(納付時)」欄及び「納付額」欄に記載のとおりである。
第４節　一般更生債権（第５節に定める会員権を除く。）
第１項　確定債権
　更生会社の確定した一般更生債権（第５節に定める会員権を除く。本節において以下「確定債権」という。）の件数及び総額は次のとおりであり、その債権者別の内訳は、別表⑺に記載のとおりである。
23件　12億5882万8200円及び額未定
第２項　権利の変更及び弁済方法
１　確定債権について、以下のとおり権利を変更のうえ、弁済する。
⑴　開始決定後の利息、損害金の免除
　更生手続開始決定の日以降の利息及び遅延損害金については、更生計画認可決定の日に全額免除を受ける。
⑵　元本及び開始決定前の利息、損害金の免除
　元本及び開始決定前の利息、損害金については、更生計画認可決定のあった月の翌々月の末日に93.5％の免除を受ける。
⑶　弁済
　⑵の免除後の残額につき、更生計画認可決定のあった月の翌々月の末日（当該日が日本国内の金融機関の休業日に該当するときは、当該休業日の翌営業日）限り、一括して弁済する。
２　前記１の定めによる各債権者に対する弁済額及び免除額は、別表⑺の「権利の変更及び弁済方法」欄に記載のとおりである。
第５節　会員権
第１項　確定債権
　更生会社の一般更生債権たる会員権（本節において以下「確定債権」という。）の件数及び総額は次のとおりであり、その債権者別の内訳は、別表⑻、⑼に記載のとおりである。
1906件　39億7400万7980円並びに優先的施設利用権等及び額未定（別表⑻、⑼のとおり。）